

一般社団法人行方市まちづくり推進機構「かんしょカー」管理運用規程

令和6年11月1日 規程第12号

(目的)

第1条 この規程は、なめがたブランド会議が保有する移動式焼き芋機を搭載した軽トラック車（以下「かんしょカー」という。）の円滑な運営を図るため、その管理及び運用に関し必要な事項について定める。

(受託)

第2条 一般社団法人行方市まちづくり推進機構（以下「機構」という。）は、なめがたブランド戦略会議から運営管理者として委託を受け、かんしょカーの管理運用を行う。

(使用範囲)

第3条 かんしょカーは、次の各号のいずれかに該当する場合に使用することができる。

- (1) 機構がその事業又は活動のために使用するとき。
- (2) なめがたブランド戦略会議がその事業又は活動のために使用するとき。
- (3) なめがたブランド戦略会議の構成団体がその事業又は活動のために使用するとき。
- (4) なめがたブランド戦略会議が認める農畜水産振興に寄与する団体がその活動のために使用するとき。
- (5) 市内の小学校、中学校又は幼稚園、保育園、認定こども園が授業、行事等のために使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、機構代表理事（以下「代表理事」という。）が使用させることが適当と認めるとき。

(使用の申請)

第4条 かんしょカーを使用しようとする者（市職員及び教職員にあつては所属長、団体にあつては代表者）は、原則として使用希望日の2カ月前から10日前までに、機構にかんしょカー使用申請書（別記様式1号、以下「申請書」という。）を提出（電子メール又は郵送）しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、機構及び行方市等が主催、共催又は後援するイベント等で使用する場合は、随時、前項に定める手続きを行うことができる。

なお、年度ごとに機構が指定する期日までに申請書が提出されたもので、使用日時が競合する場合には、機構において公正に審査し、使用者を決定する。

- 3 機構は、第1項の申請書の提出又は前項の使用者の決定があった場合、その内容等を確認のうえ当該使用者にかんしょカー使用等受付確認書（別記様式第2号）を送付する。

（使用の制限）

第5条 かんしょカーの使用については、安全性を図るため、次のとおり制限するものとする。

- (1) 使用の際は、事前に操作方法、安全確認等の研修を受けること。
- (2) 使用時間は、原則として午前8時30分から午後7時までとすること。
- (3) 自然災害等やむを得ない事由が発生した場合は、使用を制限すること。

（使用責任者の遵守事項）

第6条 使用責任者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) かんしょカーの運転、装置の操作、器材の設置、使用及び片づけは、利用者が行うものとする。
- (2) 操作研修を受講していない者に操作をさせないこと。
- (3) 利用者に注意事項を周知の上、安全面に配慮し、事故の未然防止に努めること。
- (4) 焼き芋機内はきれいに使用し、ごみ等は責任をもって持ち帰ること。
- (5) 十分な清掃及び点検をし返却すること。
- (6) やむを得ない理由により、使用時間の変更が必要なときは運営管理者の承認を受けること。
- (7) 万が一事故があった場合は速やかに管理者に報告すること。
- (8) 利用にあたっては、別に定める注意事項を遵守しなければならない。

（使用者負担）

第7条 かんしょカーの使用に当たり、次に掲げる経費は利用者負担とする。

- (1) 有料道路及び有料駐車場等の料金。
- (2) 使用した燃料（自動車及び発電機）や資材等の現物充足。
- (3) その他使用者が負担すべきと認められるもの

2 代表理事は、行方市が主催して利用するなど、公益上必要があると認めるときは、免除することができる。

(損害賠償の義務)

第8条 かんしょカー及び設備等に損害を与えた利用者は、代表理事が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、代表理事がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(事故に対する賠償責任等)

第9条 利用中に生じた事故により発生した賠償責任は、全て利用者が負う。ただし、利用者に重大な過失が認められない場合は、この限りでない。

2 利用者は、利用中に生じた事故について、直ちに機構に報告するとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(利用の中止)

第10条 使用者は、悪天候時や利用者側の都合で中止する場合は、前日（前日が土日祝日の場合は、その直前の平日）までに機構に連絡しなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めのない事項は必要に応じて別に定める。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

かんしょカー使用申請書

(一社) 行方市まちづくり推進機構
代表理事 永峰英明 様

申請者
住所
代表者氏名
電話番号

⑩

かんしょカーを下記のとおり使用したいので申請します。

記

団 体 名				
使 用 者	住 所			
	氏 名		携帯電話	
期 日				
使 用 目 的				
使 用 場 所				
借 受 予 定 日		令和 年 月 日 ()		
返 却 予 定 日		令和 年 月 日 ()		
備 考				

※使用責任者が必ず操作研修を受講するものとする。

様式 2 号

令和 年 月 日

かんしょカー使用等受付確認書

申請者

住所

代表者氏名

様

令和 年 月 日付けでお申し込みいただきましたかんしょカー使用について、
下記のとおり受付いたしました。

記

団 体 名	
期 日	
使 用 場 所	
借 受 予 定 日	令和 年 月 日 ()
返 却 予 定 日	令和 年 月 日 ()
備 考	

(一社) 行方市まちづくり推進機構

住所 行方市玉造甲 5 5 8 3 - 3

電話 0 2 9 9 - 5 7 - 3 4 3 1

F A X 0 2 9 9 - 5 7 - 3 4 3 2

担当